

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
日 休 日 に 当
が 休 日 は、
た り とき、
の 翌 日

目 次

- ◇ 条 例 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 警察職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例
- 特別職の職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- 警察職員の特務勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 企業管理規程 企業職員の特務勤務手当に関する規則の一部を改正する企業管理規程

条 例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十一号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一億円」を「三億円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十二号

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第三

十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「二百十円」を「二百三十円」に改める。

第七条第二項中「七千二百円」を「七千六百円」に改める。

第九条第二項中「こえて」を「超えて」に改め、同項第一号中「二百十円」を「二百三十円」に改める。

第十条第二項及び第十一条第二項中「二百十円」を「二百三十円」に改める。

第十三条第二項中「五千円」を「五千三百円」に改める。

第十五条第二項中「漁業監督吏員」を「漁業取締り又は水産に関する試験調査の業務に従事する職員」に改め、同条第三項中「二百十円」を「二百三十円」に改める。

第十六条第二項中「六百三十円」を「六百六十円」に改める。

第十七条第二項中「二千六百円」を「三千二百円」に改める。

第十八条の二第二項中「三百九十円」を「四百二十円」に改める。

第十九条第二項第一号中「二百六十円」を「二百八十円」に改め、同項第二号中「二百十円」を「二百三十円」に改める。

第二十三条第二項中「三百十円」を「三百三十円」に改める。

第二十五条第二項中「二百十円」を「二百三十円」に改める。

第二十六条第二項中「三百十円」を「三百三十円」に改める。

第二十七条第二項中「二百円」を「二百三十円」に改める。

第二十八条第二項及び第二十九条第二項中「三百九十円」を「四百二十円」に改める。

第三十条第二項中「二百十円」を「二百三十円」に改める。

第三十一条第二項中「千七百円」を「千九百円」に、「千三百六十円」

を「千五百二十円」に、「千九十円」を「千二百二十円」に改め、同条に次の一項を加える。

3 勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とする人事委員会
が認める場合における第一項の手当の額については、当分の間、前項に
定める額に四百五十円の範囲内で当該事情に応じて人事委員会が定める
額を加算した額とする。

第三十二条第二項中「五百円」を「五百三十円」に改める。

第三十四条第二項第一号中「二百円」を「二百四十円」に改め、同項第二号中「五百円」を「六百円」に改め、同項第三号中「千円」を「千二百円」に改める。

第三十五条第二項第二号中「二百四十円」を「二百六十円」に改める。

第三十六条第二項中「百六十円」を「百八十円」に改める。

第三十七条第二項中「三百九十円」を「四百五十円」に改める。

第三十九条第二項、第四十二条第二項、第四十四条第二項及び第四十五条第二項中「二百十円」を「二百三十円」に改める。

第四十六条第二項中「三百九十円」を「四百二十円」に改める。

第五十一条第二項中「二百十円」を「二百四十円」に改める。

第五十二条第二項及び第五十三条第二項中「二百十円」を「二百三十円」に改める。

第五十四条第二項第一号中「三百円」を「三百五十円」に改め、同項第二号及び第三号中「四百五十円」を「五百三十円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員の特種勤務手当に関する条例(以下「改正後の条例」と

いう。)の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

3 職員が、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、昭和五十二年四月一日以後の分として支給を受けた特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十三号

鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十三条第一項に規定する保母」を「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条に規定する児童福祉施設において児童の保育に従事する者」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十四号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「七千円」を「八千三百円」に、「二百円」を「二百三十円」に改め、同条第二号中「四千五百円」を「五千円」に改め、同条第三号中「五千円」を「五千八百円」に改め、同条第四号中「六百円」を「六百四十円」に改め、同条第五号中「千円」を「千二百円」に改め、同条第六号中「二千円」を「三千三百円」に改める。
第六条中「六百六十円」を「七百八十円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

3 警察職員が、改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、昭和五十二年四月一日以後の分として支給を受けた特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十五号

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校等設置条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の表中

養護学校	鳥取市	鳥取県立鳥取養護学校	鳥取市	を	鳥取県立鳥取	鳥取県立白兎
養護学校	鳥取市					

に改める。

附 則

この条例は、昭和五十二年十一月一日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十六号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条、第三条、第四条関係)

職 名	給与の名称	給 与 の 額	議 会 の 議 員			出 納 長	副 知 事	知 事	教 育 委 員 会 の 委 員		選 挙 管 理 委 員 会 の 委 員	
			議 員	副 議 長	議 長				委 員 長	委 員	委 員 長	委 員
議 員	報 酬	月 額	四〇〇、〇〇〇円	四三〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	報 酬	給 料	報 酬	報 酬	報 酬	報 酬	報 酬
			七一〇、〇〇〇円	五五〇、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	九五、〇〇〇円	八五、〇〇〇円	六五、〇〇〇円		

専 門 委 員	公安委員会の委員		内水面漁場管理委員会の委員		海区漁業調整委員会の委員		収用委員会の委員		地方労働委員会の委員			人事委員会の委員		監査委員	
	委員	委員長	委員	会長	委員	会長	委員	会長	その他の委員	公益委員	会長	委員	委員長	知識経験を有する者のうちから選任された監査委員	議会の議員のうちから選任された監査委員
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
つきに 九、〇〇〇円以内	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	九五、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円	九五、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	九五、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円	五五、〇〇〇円

審査分会	立会人	"	"	二、七〇〇円
選挙分会	会長	"	"	四、〇〇〇円
選挙分会	会長	"	"	三、四〇〇円
選挙分会	会長	"	"	五、〇〇〇円
選挙分会	会長	"	"	五、〇〇〇円
附属機関の委員その他これに類する構成員	"	"	"	四、五〇〇円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の特別職の職員に關する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和五十二年九月一日から適用する。
- 3 特別職の職員が、改正前の特別職の職員に關する条例の規定に基づいて、昭和五十二年九月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

規 則

現業職員の給与に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十五号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「二百十円」を「二百三十円」に改め、同条第六項中「百四十円」を「百六十円」に、「八十四円」を「九十六円」に改め、同条第十項中「三百十円」を「三百三十円」に、「百八十六円」を「百九十八円」に改め、同条第十二項及び第十四項中「二百十円」を「二百三十円」に改め、同条第十六項中「三百十円」を「三百三十円」に、「百八十六円」を「百九十八円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。
- 3 職員が、改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて、昭和五十二年四月一日以後の分として支給を受けた特殊勤務手当は、改正後の規則の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

人事委員会規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をこ

こに公布する。

昭和五十二年十月六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四十二号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和二十九年七月鳥取県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

- 第三条第一項第一号中「七千円」を「八千三百円」に、「二百円」を「二百三十円」に改め、同項第二号中「四千五百円」を「五千円」に改め、同項第三号中「五千円」を「五千八百円」に改め、同項第四号中「七千円」を「八千三百円」に、「五千円」を「五千八百円」に、「二百円」を「二百三十円」に改め、同項第五号中「二百円」を「二百三十円」に改め、同項第六号中「六百円」を「六百四十円」に改め、同項第七号中「二百八十円」を「三百三十円」に改め、同項第八号中「百四十円」を「百六十円」に改め、同項第九号中「二百円」を「二百四十円」に、「五百円」を「六百円」に、「千円」を「千二百円」に改め、同項第十号中「二千円」を「三千三百円」に改める。
- 第四条第一号中「六百六十円」を「七百八十円」に改め、同条第二号中「四百四十円」を「五百二十円」に、「三百五十円」を「四百十円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の特殊勤務手当の

支給に関する規則の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十二年十月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県企業管理規程第七号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第二号中「二百四十円」を「二百六十円」に改める。

第九条第二項中「百六十円」を「百八十円」に改める。

第十条第二項中「三百九十円」を「四百五十円」に改める。

第十三条第二項中「三百十円」を「三百三十円」に改める。

第十三条の二第二項中「二百十円」を「二百三十円」に改める。

第十三条の三第二項中「三百九十円」を「四百二十円」に改める。

附 則

1 この企業管理規程は、公布の日から施行する。

2 改正後の企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」とい

う。）は、昭和五十二年四月一日から適用する。

3 企業職員が、改正前の企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて、昭和五十二年四月一日以後の分として支給を受けた特殊勤務手当は、改正後の規程の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。